

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2026 年 9 月 9 日

株式会社リンクアンドモチベーション

2026年9月9日

株式交換に係る事前開示書面

東京都中央区銀座四丁目12番15号
株式会社リンクアンドモチベーション
代表取締役会長 小笹 芳央

当社は、2026年9月9日開催の取締役会において、SELF株式会社（以下「SELF」といいます。）を当社の完全子会社とすることを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、当社を株式交換完全親会社、SELFを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、両社との間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 本株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に關する事項（会社法施行規則第193条第1号）

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

本株式交換に係る割当ての内容は、以下のとおりです。

会社名	当社（株式交換完全親会社）	SELF社（株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率（株式交換比率） 普通株式	1	0.1291419（注1）
同上 A種優先株式	1	0.8900962（注1）
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：1,077,299株（注2）	

(注1) 株式交換比率

割当比率は、独立した第三者算定機関による算定結果等を踏まえ、当社とSELF社との協議の上、決定したものです。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

本株式交換により交付する当社普通株式には、その全てについて当社が保有する自己株式を充当する予定であり、新たに当社普通株式を発行することは予定しておりません。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（1単元（100株）に満たない数の株式）を

保有することとなる SELF 社の株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づきその保有する単元未満株式の買取りを当社に対して請求することができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

(注 4) 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社普通株式 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従い、端数部分の合計に応じた金額をお支払いし、端数部分の株式の割当ては行いません。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定の考え方

本株式交換に係る割当比率の算定にあたっては、独立した第三者算定機関であるブリッジコンサルティンググループ株式会社（以下「ブリッジ社」といいます。）による株式価値算定結果を踏まえております。ブリッジ社は、当社及び SELF 社から独立しており、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

SELF 社は非上場会社であることから、SELF 社の株式価値については、DCF 法を採用し、普通株式及び A 種優先株式への株式価値の配分については、CVM 法（評価日時点における企業価値を流動化事象発生時の優先分配額と普通株式への転換価値のいずれか大きい方の価値に基づいて各種の株式に配分する手法）を採用しております。なお、SELF 社の普通株式と A 種優先株式とでは、残余財産の分配等に係る経済的権利が異なることを踏まえ、CVM 法により、A 種優先株式の残余財産優先分配権等を考慮して、普通株式及び A 種優先株式それぞれの株式価値を算定しております。DCF 法及び CVM 法による算定の結果、SELF 社の株式価値は、普通株式 1 株当たり 75.52 円、A 種優先株式 1 株当たり 520.52 円となっております。

一方、当社株式については、上場会社であることから、市場株価法を採用し、2026 年 9 月 8 日を算定基準日とし、東京証券取引所における直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値を参照株価として採用しております。これは、短期的株価変動の影響を可能な限り排除し、より客観的かつ平準化された株価を参照する観点から、比較的長期間である直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値を採用したものです。市場株価法による当社株式の 1 株当たり価値は 584.79 円となっております。

上記の各算定結果を踏まえた株式交換比率は、普通株式について 0.1291419、A 種優先株式について 0.8900962 となっております。

なお、算定手法の一つである DCF 法による算定の根拠とした財務予測においては、対前年度比較において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、売上高の拡大及びそれに伴う利益成長を前提として、2026 年 9 月期、2028 年 9 月期及び 2029 年 9 月期において、営業利益について前年度比 30%以上の増加を見込んでおります。また、本株式交換に伴う資産、負債の金額については、直近の財務諸表と比較して大幅な増減は見込んでおりません。

当社及び SELF 社は、ブリッジ社による株式価値算定結果その他の諸要素を総合的に勘案して協議を行った結果、上記の株式交換比率は妥当であると判断し、当該株式交換比率により本株式交換を行うことについて合意しました。

また、本株式交換の対価として当社普通株式を交付することにより、SELF社の株主が本株式交換後も当社の株主として、当社グループの中長期的な企業価値向上による利益を享受することが可能となることから、当社普通株式を対価とすることは相当であると判断しています。

(3) 当社の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い、当社が別途定める額とします。

当該取扱いは、法令及び当社の資本政策に照らして相当であると判断しています。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 本株式交換契約の締結

SELF社は、2026年9月9日開催の取締役会において、本取引の一環として、当社との間で本株式交換を実施することを決議し、同日、当社との間で本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は別紙 1 をご参照ください。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号イ）

① 自己株式取得についての決議

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、2026年2月13日から同年8月31日までの期間に自己株式の取得を実施しました。取得結果は、普通株式 4,088,000 株、取得価額の総額 2,753,268,496 円です。

② 本株式交換契約の締結

当社は、2026年9月9日開催の取締役会において、本取引の一環として、SELFとの間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は別紙1をご参照ください。

6. 本株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

本株式交換については、会社法第799条第1項の規定により異議を述べることができる債権者は存在しないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 株式交換契約書

株式交換契約書

株式会社リンクアンドモチベーション（以下「甲」という。）及びSELF 株式会社（以下「乙」という。）は、2026 年 9 月 9 日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）を締結する。

第 1 条（本株式交換）

甲及び乙は、本株式交換契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第 2 条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社リンクアンドモチベーション

住所：東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号歌舞伎座タワー

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：SELF 株式会社

住所：東京都新宿区四谷坂町 10-10

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に 0.1291419 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付し、乙の A 種優先株式に代わり、その有する乙の A 種優先株式の数の合計に 0.8900962 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 0.1291419 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当て、その有する乙の A 種優先株式 1 株につき、甲の普通株式 0.8900962 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。

3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める金額とする。

第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年10月1日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けないで本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する株主総会の決議による承認を求める。

第7条（事業の運営等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社（但し、甲については乙及びその子会社を除く。以下本条において同じ。）をして、善良な管理者の注意をもって当該子会社の業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自ら又はその子会社をして、本株式交換の実行又は第3条に定める株式交換比率に重大な影響を及ぼす具体的なおそれのある行為を行い又は行わせる場合は、事前に相手方当事者と協議し、書面により合意の上、これを行い又は行わせるものとする。

第 8 条（剰余金の配当）

甲及び乙は、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

第 9 条（本株式交換の条件変更等）

本契約締結日以降、本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(ii)甲において、会社法第 796 条第 3 項の規定により本契約に関して株主総会の承認が必要となったにもかかわらず、本効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(iii)国内外の法令に基づき本株式交換を実行するために本効力発生日に先立って必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、及び(iv)前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第 11 条（準拠法及び合意管轄裁判所）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

（以下余白）

上記合意の成立を証するため、本書 2 通を作成し、各当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2026 年 9 月 9 日

甲

東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号

歌舞伎座タワー

株式会社リンクアンドモチベーション

代表取締役 小笹 芳央

DS



乙

東京都新宿区四谷坂町 10-10

NOW / HERE 新宿四谷 2002 号室

SELF 株式会社

代表取締役 生見 臣司

DS



決 算 報 告 書

(第 11 期)

自 令和 6 年 10 月 1 日

至 令和 7 年 9 月 30 日

S E L F株式会社

東京都新宿区西新宿八丁目15番17号
住友不動産西新宿ビル2号館602号室

貸借対照表

令和 7 年 9 月 30 日現在

資産の部	金額（円）	負債及び純資産の部	金額（円）
【流動資産】	67,324,117	【流動負債】	34,651,499
現金及び預金	39,231,856	短期借入金	4,140,000
売掛金	26,231,546	未払金	4,714,250
その他流動資産	1,860,715	未払費用	11,724,035
		その他流動負債	14,073,214
【固定資産】	1,691,078	【固定負債】	35,190,000
有形固定資産	591,078	長期借入金	35,190,000
投資その他の資産	1,100,000	負債の部合計	69,841,499
		【純資産の部】	
		資本金	216,500,130
		資本剰余金	159,503,607
		利益剰余金	△ 376,830,041
		純資産の部合計	△ 826,304
資産の部合計	69,015,195	負債及び純資産の部合計	69,015,195

損益計算書

自 令和 6 年 10 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 30 日

科目	金額（円）
売上高	203,371,493
売上原価	41,830,324
売上総利益	161,541,169
販売費及び一般管理費	138,499,304
営業利益（損失は△）	23,041,865
営業外収益	60,765
営業外費用	291,852
経常利益（損失は△）	22,810,778
税引前当期純利益（損失は△）	22,810,778
法人税、住民税及び事業税	3,904,344
当期純利益（損失は△）	18,906,434

株主資本等変動計算書

自 令和 6 年 10 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 30 日 単位 円

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	216,500,130	159,503,607	159,503,607	△395,736,475	△395,736,475	△19,732,738	△19,732,738
当期変動額							
当期純損益金				18,906,434	18,906,434	18,906,434	18,906,434
当期変動額合計				18,906,434	18,906,434	18,906,434	18,906,434
当期末残高	216,500,130	159,503,607	159,503,607	△376,830,041	△376,830,041	△826,304	△826,304

個 別 注 記 表

自 令和 6 年 10 月 1 日

至 令和 7 年 9 月 30 日

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 貯蔵品の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 収益及び費用の計上基準

収益：実現主義 費用：発生主義

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

II. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式

普通株式（発行済株式）

当期末株式数（発行済普通株式）

4,469,903株

A種優先株式（発行済株式）

当期末株式数（発行済優先株式）

561,798株